

「訓練等給付に係る支給決定の更新(変更)についての意見書」に関する Q & A

尾道市 社会福祉課

Q 1 対象のサービスは何ですか？

A 就労移行支援、
就労継続支援（A型・B型）、
就労定着支援、
自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型） が対象です。

Q 2 毎年提出が必要ですか？

A 対象の訓練系サービス更新時に必要です。

(四)

訓練等給付費の支給決定内容	
障害支援区分	区分3
認定有効期間	平成30年 8月 1日から平成33年 7月31日まで
サービス種別	就労継続支援B型
支給量等	当該月の日数から8日を控除した日数/月
支給決定期間	平成30年 8月 1日から平成31年 7月31日まで
サービス種別	
支給量等	
	月 日まで

支援区分の有期に関係無く、
対象の訓練系サービスの更新時に
必要です。

(例)

- ・支援区分無しで、
A型 H30.8～H33.7 の決定がある場合
H33.7 月末更新時に意見書を提出
- ・支援区分 H30.8～H33.7 で、
B型 H30.8～H31.7 の決定がある場合
H31.7 月末更新時に意見書を提出

Q 3 提出するタイミングはいつですか？

A 期限が切れる概ね10日前までに尾道市へ提出してください。

Q 4 新規で申請する場合も提出が必要ですか？

A 認定調査を行いますので、意見書は不要です。

(例)・今まで全くサービスを利用したことが無く、新規で申請する場合
・受給者証の対象サービスの期限が切れたままサービスを中断した後、再度対象サービスを開始する場合

Q 5 サービスを終了し、受給者証を返却する場合も提出が必要ですか？

A 意見書は不要です。

Q 6 対象サービスの事業所を複数利用している場合、すべての事業所から意見書の提出が必要ですか？

A お見込みのとおり。

(例)・原則日数の中で自立訓練とB型の日数を分けて利用している場合
・B型を2箇所利用している場合 など

Q 7 事業所を変更する場合やサービスを変更する場合も提出が必要ですか？

A 更新のタイミングでサービスを変更する場合

標準利用期間終了後、サービスを変更する場合

(就労移行を2年間利用した後、B型に変更する場合など)

支給決定期間の途中でサービスを変更する場合

変更前の事業所から意見書を提出してください。

同じ法人内や同じ事業所であっても、サービス変更の際は意見書が必要です。

自立訓練とB型を併用していたが、自立訓練を2年間利用後、B型のみの利用で更新する場合

利用中のB型事業所から意見書を提出してください。

支給決定期間内に、同じサービスで事業所のみを変更する場合

(B型の支給決定期間内で、事業所のみ変更する場合など)

支給決定期間内に、同じサービスで支給量のみを変更する場合

(生活訓練月15日・B型月8日から生活訓練8日・B型15日に変更する場合、
B型月10日から原則日数に変更する場合 など)

意見書は不要です。

意見書の対象でないサービスに変更する場合

(B型から生活介護に変更する場合など)

意見書は不要です。認定調査を行う場合がありますのでお問い合わせください。

Q 8 直近3ヶ月の利用実績はどのように書けばよいですか？

A 支給決定の期間が終了する前3カ月間の実績を記載してください。

(例) 3月末でサービスを更新する場合、12月～2月の実績を記載

また、直近3ヶ月間の利用実績が無い場合は、その理由を記載してください。

(例)「入院中のため」など

Q 9 意見書の様式はホームページからダウンロードできますか？

A 尾道市のホームページよりダウンロードできます。
社会福祉課のページから、「各種申請・届出」の項目をご覧ください。